（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第二条　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において対象規定という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　法別表第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三十六　略］ 三十七　住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定による通知 三十八　住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定による通知を受けること又は同条第四項の規定による消去 三十九　住民基本台帳法第二十四条の二第五項の規定による通知又は同条第六項の規定による通知を受けること。 四十　住民基本台帳法第二十四条の二第五項の規定による通知を受けること又は同条第六項の規定による通知 ［四十一～八十一　略］	（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　［同上］ ［一～三十六　同上］ 三十七　住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定による通知又は同条第四項の規定による通知を受けること。 三十八　住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定による通知を受けること又は同条第四項の規定による通知 ［新設］ ［新設］ ［三十九～七十九　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年二月六日から施行する。

○総務省令第二号
外務省

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

総務大臣　松本　剛明
外務大臣　林　芳正

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表			
地域	領事官	管轄区域	
［略］	［略］	［略］	
大洋州			
	［略］	［略］	
	在シドニー日本国総領事	オーストラリア（ニューサウス・ウエールズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒューム、オーボリ、ジュニー、ワッガワッガ、タンバランバ、トゥーマト、アッパーラ	

改正前			
別表			
地域	領事官	管轄区域	
［同上］	［同上］	［同上］	
［同上］			
	［同上］	［同上］	
	在シドニー日本国総領事	オーストラリア（ニューサウス・ウエールズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒューム、オーボリ、ジュニー、ワッガワッガ、タンバランバ、トゥーマト、アッパーラ	